

# 業 務 概 要

令 和 5 年 度

(令和4年度実績)



秋田市食肉衛生検査所

# 目 次

## 第1章 総 説

1	食肉衛生検査所の沿革	1
2	組織機構	2
3	職員構成	2
4	食肉衛生検査所の業務	3
5	庁舎の概要	4
6	検査機械器具一覧	6
7	関係例規	8
8	所管と畜場の概要	17
9	所管と畜場の輸出食肉取扱施設の認定状況	17
10	教育実習および視察研修等の受入状況	18
11	連絡調整会議および職員研修一覧	18

## 第2章 と畜検査

1	獣畜別・月別と畜検査頭数	19
2	証明書交付件数	19
3	と畜検査結果に基づく措置状況	20
4	病類別疾病発現状況	23
5	精密検査実施状況	28
6	残留有害物質モニタリング検査	31
7	BSEスクリーニング検査	32
8	TSEスクリーニング検査	32

### 第3章 食鳥検査

1	食鳥処理事業許可等	33
2	管内の認定小規模食鳥処理場	33
3	食鳥処理確認状況	34
4	精密検査実施状況	35

### 第4章 衛生指導

1	施設等の監視指導	36
2	施設等の監視指導状況	36
3	枝肉の微生物検査	37
4	衛生講習会等の実施状況	37
5	情報提供等について	37

### 第5章 調査研究

	馬の腎臓腫瘍	38
--	--------	----

# 第 1 章 総 説

## 1 食肉衛生検査所の沿革

年月日	事 項
昭 55. 4. 1	秋田県食肉流通センター操業に併せ、秋田県中央食肉衛生検査所が設置された。
平 17. 1. 11	<p>河辺町、雄和町が中核市である秋田市と市町合併したことに伴い、所管と畜場が保健所設置市である秋田市の行政区域となったため、と畜場法に基づき、秋田県中央食肉衛生検査所は廃止され、秋田市食肉衛生検査所が新設された。庁舎をはじめ、器具・機械、薬品等のすべてが県から無償譲渡された。</p> <p>・事務吏員 2 名（県からの派遣職員 1 名）、獣医師 1 8 名（県からの派遣職員 1 7 名）</p> <p>敷地面積            2, 236. 67 m<sup>2</sup>            建築構造            鉄筋コンクリート（一部軽量鉄骨造）平屋建            建築面積            649. 69 m<sup>2</sup>            所管と畜場        秋田県食肉流通センター（と畜場番号: 1）</p>
平 20. 4. 1	獣医師 1 7 名（県からの派遣終了）
平 20. 9. 2	秋田県食肉流通センターおよび株式会社秋田県食肉流通公社を対香港輸出豚肉取扱施設として選定した。
平 23. 4. 1	獣医師 1 8 名
平 27. 6. 30	株式会社秋田県食肉流通公社を対タイ輸出牛肉取扱施設として認定した。
平 28. 8. 16	株式会社秋田県食肉流通公社を対ベトナム輸出食肉（牛肉および豚肉）取扱施設として認定した。
平 29. 9. 22	株式会社秋田県食肉流通公社が対台湾輸出牛肉取扱施設として認定された。
令元. 8. 8	株式会社秋田県食肉流通公社を対マカオ輸出牛肉取扱施設として認定した。

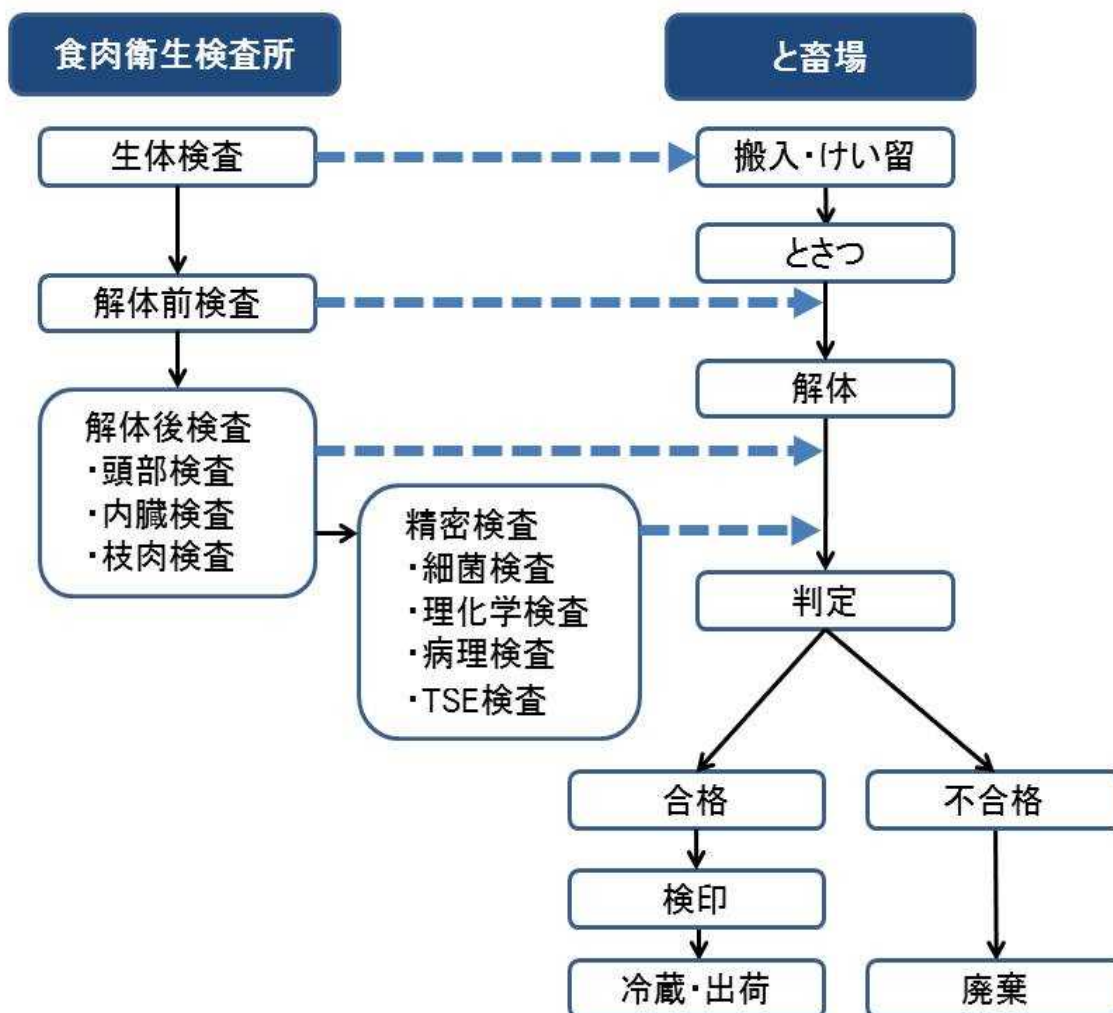


#### 4 食肉衛生検査所の業務

食肉衛生検査所は主としてと畜および食鳥検査に関する事務を所管する行政機関で、業務のあらまは次のとおりである。

- (1) 食用に供する獣畜および食鳥等の衛生的検査（と畜および食鳥検査）に関すること。
- (2) と畜場の衛生保持に関すること。
- (3) と畜作業における衛生保持に関すること。
- (4) 食肉および食鳥肉等の衛生統計に関すること。
- (5) 食肉および食鳥肉等の衛生に係わる調査研究に関すること。
- (6) と畜場および食鳥処理場内における食品衛生に関すること。

#### と畜検査フローチャート



## 5 庁舎の概要（案内地図・平面図）

所在地 秋田市河辺神内字堂坂2番地6  
敷地面積 2,236.67 m<sup>2</sup>  
建築構造 鉄筋コンクリート  
(一部軽量鉄骨構造) 平屋建  
建築面積 649.69 m<sup>2</sup>

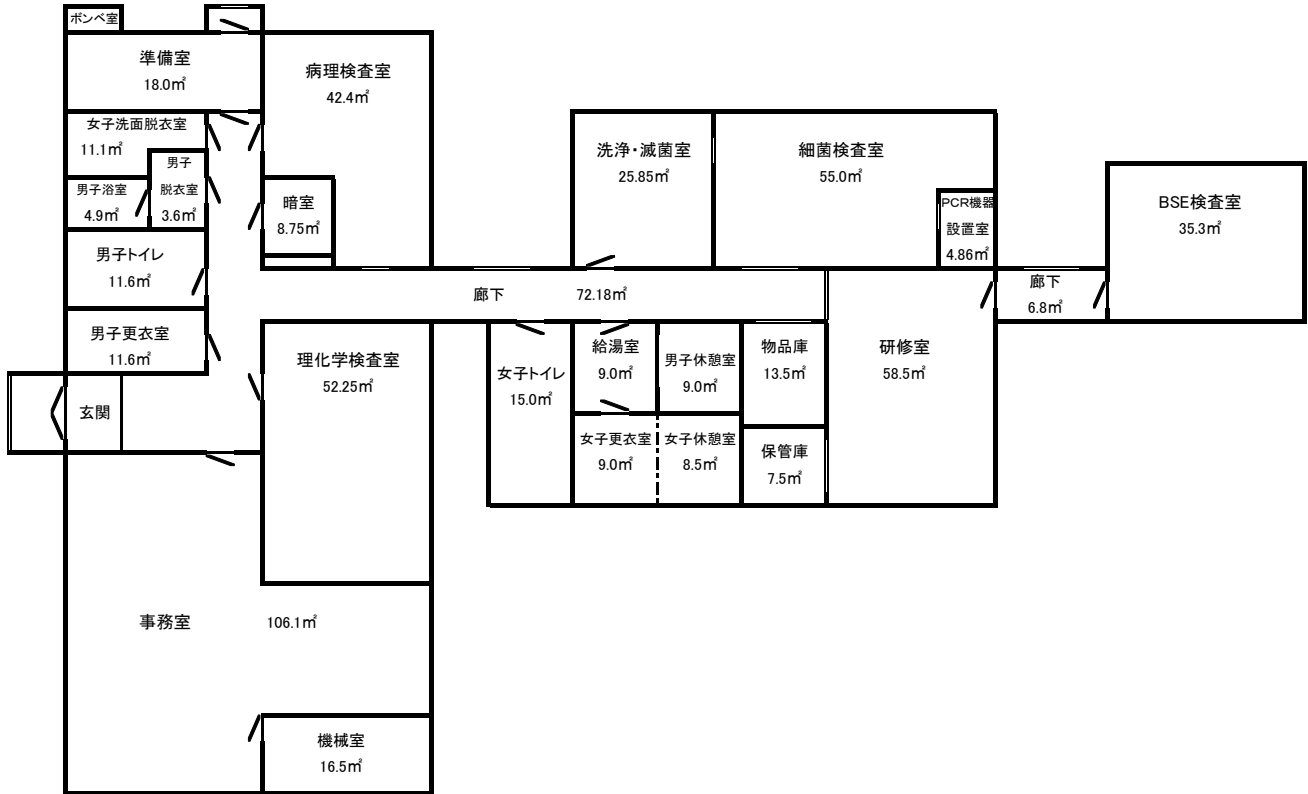


### 【検査所全景】





【平面図】



## 6 検査機械器具一覧

### (1) 細菌検査室

品目	数量	品目	数量
スパイラルプレーター	1	P F G E 電気泳動装置	1
顕微鏡	1	マイクロミニ遠心器	1
遺伝子増幅装置	2	電子天秤	1
インキュベーター	1	分析天秤	1
低温インキュベーター	1	ストマッカー	2
冷蔵庫	5	ウォーターバス	1
ミニゲル電気泳動装置	2	安全キャビネット	1

### (2) 病理検査室

品目	数量	品目	数量
自動染色装置	1	滑走式マイクロトーム	4
パラフィンブロック作製装置	1	回転式マイクロトーム	1
自動包埋器	1	低温インキュベーター	1
顕微鏡	1	デシケーター	1
顕微鏡デジタルカメラシステム	1	冷蔵庫	2
湯浴式パラフィン伸展器	2	スライドウォッシャー	1
プレート式パラフィン伸展器	1	凍結切片作製装置	1
実体顕微鏡	1		

### (3) 理化学検査室

品目	数量	品目	数量
LC-MS/MS	1	スターラー	1
冷蔵庫	1	ロータリーエバポレーター	2
冷凍庫	1	電子天秤	2
振とう器	1	分析天秤	1
小型冷却遠心器	1	超低温デシケーター	1
遠心器	1	高速冷却遠心器	1
超高速攪拌機	2	固相抽出用吸引マニホールド	1
電動ミキサー	1		

(4) BSE検査室

品目	数量	品目	数量
安全キャビネット	1	マイクロプレートウォッシャー	2
冷凍冷蔵庫	1	アルミブロック恒温槽	2
小型冷却遠心器	2	インキュベーター	2
細胞破碎装置	3	電子天秤	1
マイクロプレートリーダー	2	ボルテックスミキサー	4
オートクレーブ	1		

(5) 洗浄室

品目	数量	品目	数量
オートクレーブ	2	恒温装置	1
超音波洗浄器	1	蒸留水製造装置	1
超低温フリーザー	1		

(6) 現場検査

品目	数量	品目	数量
食肉衛生検査情報システム一式	1	動物用多項目自動血球計数装置	2
比色酵素アナライザー	2	遠心分離機	1
冷蔵庫	1	紫外線殺菌ロッカー	2

## 7 関係例規

### ○秋田市食肉衛生検査所設置条例（平成16年秋田市条例第74号）（抜粋）

（設置）

第1条 本市のと畜ならびに食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する事務を分掌させるため、食肉衛生検査所を設置する。

（名称および位置）

第2条 食肉衛生検査所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田市食肉衛生検査所	秋田市河辺神内字堂坂2番地6

### ○秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）（抜粋）

（食肉衛生検査所の分掌事務等）

第30条の11 秋田市食肉衛生検査所設置条例（平成16年秋田市条例第74号）の規定による食肉衛生検査所は、福祉保健部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) と畜場の許認可等に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関すること。
- (3) 食肉衛生検査所の施設の維持管理に関すること。
- (4) 食肉衛生検査所の予算経理に関すること。

### ○秋田市と畜場法施行条例（平成15年秋田市条例第16号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、と畜場法（昭和28年法律第114号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般と畜場の構造設備の基準）

第2条 と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）第1条第11号の規定による一般と畜場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 更衣室およびと畜検査員の事務室を設けること。
- (2) 獣畜および枝肉を運搬する用具ならびに獣畜を洗浄する設備を設けること。

## ○秋田市と畜場法施行細則（平成9年秋田市規則第20号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）の施行については、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）および秋田市と畜場法施行条例（平成15年秋田市条例第16号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（と畜場の設置の許可の申請等）

第2条 法第4条第2項の規定によりと畜場の設置の許可を受けようとする者は、と畜場設置許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) と畜場の配置図、設計図および敷地図
- (2) と畜場から500メートル以内の見取図
- (3) と畜場の管理および業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる書類
- (4) 法人の場合は、定款の写し
- (5) 土地又は建物が他人の所有に属するときは、所有者の承諾書

2 法第4条第3項に規定すると畜場の構造設備変更届には、変更範囲を明らかにした平面図を添えなければならない。

（と畜場使用料およびとさつ解体料の認可）

第3条 法第12条第1項の規定により、と畜場使用料又はとさつ解体料の認可を受けようとする者は、と畜場使用料（とさつ解体料）認可申請書に算出基礎明細書を添えて市長に提出しなければならない。

（自家用とさつの届出）

第4条 法第13条第1項第1号の規定により獣畜のとさつをしようとする者は、とさつの5日前までに自家用とさつ届を市長に提出しなければならない。

（書類の提出）

第5条 次の表の左欄に掲げる法および政令の規定に基づく届出および申請は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左欄	右欄
(1)	法第7条第6項（法第10条第2項において準用する場合を含む。）	衛生管理責任者（作業衛生責任者）配置（変更）届
(2)	政令第4条第2号	と畜場外とさつ許可申請書
(3)	政令第5条第1項第1号	牛の皮のと畜場外持出許可申請書
(4)	政令第5条第1項第2号	牛の卵巣のと畜場外持出許可申請書
(5)	政令第5条第1項第3号	獣畜の肉等のと畜場外持出許可申請書
(6)	政令第7条	と畜検査申請書

○秋田市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成9年秋田市規則第6号)(抜粋)

(趣旨)

第1条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号。以下「法」という。)の施行については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年政令第52号。以下「政令」という。)および食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第40号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(書類の提出)

第2条 次の表の左欄に掲げる法および省令の規定に基づく申請および届出等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左欄	右欄
(1)	法第4条第1項	食鳥処理事業許可申請書
(2)	法第6条第1項	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請書
(3)	法第6条第3項	食鳥処理事業許可申請書記載事項(食鳥処理場の構造又は設備)変更届
(4)	法第7条第2項	食鳥処理業者地位承継届
(5)	法第12条第6項	食鳥処理衛生管理者配置(変更)届
(6)	法第14条	食鳥処理場廃止(休止・再開)届
(7)	省令第27条第2項	食鳥検査申請書
(8)	法第16条第1項	確認規程認定申請書
(9)	法第16条第2項	確認規程変更認定申請書
(10)	法第16条第7項	食鳥処理確認状況報告書
(11)	法第16条第8項	確認規程廃止届
(12)	省令第32条	届出食肉販売業者届

○秋田市食肉衛生検査所長に対する事務委任に関する規則(平成16年秋田市規則第99号)(抜粋)

(趣旨)

第1条 市長の権限に属する事務のうち食肉衛生検査所長(以下「所長」という。)に対して委任する事務については、この規則の定めるところによる。

(委任規定)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第1項の規定により、別表に掲げる事項についての市長の権限に属する事務(以下「委任事務」という。)を所長に委

任する。ただし、所長は、委任事務であっても、その処理が異例又は重要であると認める場合は、あらかじめ市長の指揮を受けなければならない。

(読替規定)

第3条 所長がこの規則により委任事務を処理する場合において、他の秋田市規則に当該委任事務に関する様式の定めがあるときは、当該様式中「秋田市長」とあるのは「秋田市食肉衛生検査所長」と読み替えるものとする。

(報告の義務)

第4条 所長は、市長が別に定めるところにより、その行った委任事務の処理状況等について、市長に報告しなければならない。

別表(第2条関係)

1 食品衛生法関係(と畜場および食鳥処理場に係る事務に限る。)

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。)第28条第1項に定める関係者に対し必要な報告を求めること又は臨検検査もしくは食品等の収去に関する事項
- (2) 法第30条第2項に定める食品衛生監視員による監視指導に関する事項
- (3) 法第58条に定める食品等の回収の届出に関する事項
- (4) 法第59条に定める営業者に対する必要な処置の命令に関する事項

2 と畜場法関係

- (1) と畜場法(昭和28年法律第114号。以下この項において「法」という。)第4条に定めると畜場の設置の許可に関する事項
- (2) 法第7条第6項(法第10条第2項において準用する場合を含む。)に定める衛生管理責任者等の設置および変更の届出に関する事項
- (3) 法第12条第1項に定めると畜場使用料およびとさつ解体料の認可に関する事項
- (4) 法第13条第1項第1号に定める自家用とさつの届出に関する事項
- (5) と畜場法施行令(昭和28年政令第216号。以下この項において「政令」という。)第4条第2号に定めると畜場以外の場所におけるとさつの許可に関する事項
- (6) 法第13条第3項に定めると畜場以外の場所においてとさつし、又は解体する者に対するとさつ又は解体の場所等の指示に関する事項
- (7) 法第14条第1項から第5項までに定めると畜場においてとさつし、もしくは解体する獣畜又はと畜場外に持ち出す獣畜の肉等の検査に関する事項
- (8) 政令第5条第1項第1号から第3号までに定める牛の皮、牛の卵巣および獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可に関する事項
- (9) 政令第9条に定める検査に合格した肉等への検印の押印に関する事項
- (10) 法第16条に定めるとさつ又は解体の禁止その他の措置に関する事項
- (11) 法第17条第1項に定めると畜場の設置者等から必要な報告を徴すること又は

立入検査に関する事項

- (12) 法第18条第2項に定めるとさつ又は解体の業務の停止命令およびとさつ又は解体の禁止に関する事項

3 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係

- (1) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下この項において「法」という。）第3条に定める食鳥処理の事業の許可に関する事項
- (2) 法第6条第1項に定める食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可に関する事項
- (3) 法第6条第3項に定める食鳥処理の事業の許可の申請書の記載事項等の変更の届出に関する事項
- (4) 法第7条第2項に定める食鳥処理業者の地位の承継の届出に関する事項
- (5) 法第8条に定める食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止命令に関する事項
- (6) 法第9条に定める食鳥処理場の整備改善の命令もしくは使用の禁止又は食鳥処理の事業の許可の取消しもしくは事業の停止命令に関する事項
- (7) 法第12条第6項に定める食鳥処理衛生管理者の配置等の届出に関する事項
- (8) 法第13条に定める食鳥処理事業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任の命令に関する事項
- (9) 法第14条に定める食鳥処理場の休止もしくは廃止又は再開の届出に関する事項
- (10) 法第15条第1項から第3項までに定める食鳥の検査に関する事項
- (11) 法第16条第1項に定める確認規程の認定に関する事項
- (12) 法第16条第2項に定める確認規程の変更の認定に関する事項
- (13) 法第16条第6項に定める認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理衛生管理者の解任命令に関する事項
- (14) 法第16条第7項に定める食鳥処理に際しての確認の状況報告に関する事項
- (15) 法第16条第9項に定める指導および助言に関する事項
- (16) 法第17条第1項第4号に定める食肉販売業者の届出に関する事項
- (17) 法第20条に定める公衆衛生上必要な措置に関する事項
- (18) 法第21条第1項に定める指定検査機関の指定に関する事項
- (19) 法第23条第1項および第3項に定める指定検査機関の指定等の公示に関する事項
- (20) 法第23条第2項に定める指定検査機関の名称等の変更の届出に関する事項
- (21) 法第25条第3項に定める指定検査機関の食鳥検査の実施に係る報告に関する事項
- (22) 法第26条第1項に定める指定検査機関の役員を選任および解任の認可に関する事項



る事項

- (23) 法第26条第2項に定める指定検査機関の検査員の選任および解任の届出に関する事項
- (24) 法第26条第3項に定める指定検査機関の役員および検査員の解任命令に関する事項
- (25) 法第28条第1項に定める指定検査機関の業務規程の認可に関する事項
- (26) 法第28条第2項に定める指定検査機関の業務規程の変更命令に関する事項
- (27) 法第29条第1項に定める指定検査機関の事業計画および収支予算の認可に関する事項
- (28) 法第29条第2項に定める指定検査機関の事業報告書および収支決算書の提出に関する事項
- (29) 法第31条に定める指定検査機関に対する監督命令に関する事項
- (30) 法第32条第1項に定める指定検査機関の食鳥検査の業務の休廃止の許可に関する事項
- (31) 法第32条第3項に定める指定検査機関の食鳥検査の業務の休廃止の公示に関する事項
- (32) 法第33条第1項に定める指定検査機関の指定の取消しに関する事項
- (33) 法第33条第2項に定める指定検査機関の指定の取消し又は食鳥検査の業務の停止命令に関する事項
- (34) 法第33条第3項に定める指定検査機関の指定の取消し又は食鳥検査の業務の停止の公示に関する事項
- (35) 法第35条第1項に定める食鳥検査の業務の実施に関する事項
- (36) 法第35条第2項に定める食鳥検査の業務の実施の公示に関する事項
- (37) 法第37条第1項および第2項に定める報告に関する事項
- (38) 法第38条第1項および第2項に定める立入検査、食鳥肉等の収去等に関する事項

#### 4 牛海綿状脳症対策特別措置法関係

- (1) 牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第7条第2項ただし書に定める牛の特定部位に係る学術研究の用に供するための許可に関する事項

#### 5 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律関係

- (1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下この項において「法」という。）第15条第2項に定める輸出証明書（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設において処理された食肉に係るものに限る。以下この項において同じ。）の発行に関する事項
- (2) 法第17条第2項に定める適合施設（と畜場および食鳥処理場ならびにこれらに併設して営業する食肉処理業の施設に限る。以下この項において同じ。）の認定に関する事項

- (3) 法第17条第4項に定める適合施設の認定要件に係る確認に関する事項
- (4) 法第17条第5項に定める適合施設の改善を求めるとおよび適合施設の認定の取消しに関する事項
- (5) 法第53条第2項に定める報告等を求めること又は立入調査等に関する事項
- (6) 法第53条第5項に定める輸出証明書の発行又は適合施設の認定の取消しに関する事項

○秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）（抜粋）

（目的）

第1条 この訓令は、別に定めがあるものを除くほか、市長および会計管理者の権限に属する事務の決裁に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(16) 課長 組織規則第47条第1項に規定する課長、室長、所長(同項の表第3号および第15号の所長を除く。)、館長(新屋ガラス工場の館長に限る)および事務長(新屋ガラス工場の事務長を除く。)ならびに消防本部の課長および議会事務局の課長をいう。

（課長専決事項）

第11条 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

課長共通専決事項 別表第1および別表第2に定めるもの(消防本部の課長および議会事務局の課長にあっては別表第2に定めるものに限る。)

別表第1（第9条—第10条の3、第11条関係）

専決事項	決裁権者		
	副市長	部長	課長
(5) 所定又は定例に関すること。			○
(6) 証票、鑑札、許可証等の交付に関すること。			○
(7) 諸証明および閲覧ならびに謄抄本の交付に関すること。			○
(10) 所属職員の出張および休暇に関すること。			○
(11) 職員の時間外勤務命令に関すること。			○
(13) 所属職員(長の職にある者を除く。)の担当に関すること。			○
(14) 職員給与支払に係る月例報告に関すること。			○

○秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

（手数料の種類、金額等）

第2条 市長は、別表第1から別表第7までに掲げる事務について手数料を徴収する。

別表第3 衛生関係手数料(第2条関係)

事務	名称	金額
(58) と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第2項の規定に基づく一般と畜場の設置の許可の申請に対する審査	一般と畜場設置許可申請手数料	22,000円
(59) と畜場法第4条第2項の規定に基づく簡易と畜場の設置の許可の申請に対する審査	簡易と畜場設置許可申請手数料	10,000円
(60) と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつ又は解体の検査	と畜検査手数料	<p>ア 牛 次に掲げる区分に応じ、1頭につきそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 生後1年以上のもの 1,200円</p> <p>(イ) 生後1月以上1年未満のもの 700円</p> <p>(ウ) 生後1月未満のもの 400円</p> <p>イ 馬 次に掲げる区分に応じ、1頭につきそれぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 生後1年以上のもの 1,200円</p> <p>(イ) 生後1年未満のもの</p>

		700円 ウ 豚 1頭につき 400円 エ めん羊又は山羊 1頭につき 250円
(61) と畜場法第14条第1項から第4項までの規定に基づく獣畜のとさつもしくは解体の検査又は同法第16条の規定に基づく措置に係る証明書の交付	と畜検査等証明書交付手数料	300円
(89) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円
(90) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場の構造又は設備変更許可申請手数料	10,000円
(91) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査	食鳥検査手数料	1羽につき5円
(92) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	5,500円
(93) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	2,300円

## 8 所管と畜場の概要

名称	秋田県食肉流通センター
と畜場番号	1
所在地	秋田市河辺神内字堂坂2番地1
設置者	株式会社秋田県食肉流通公社 代表取締役社長 土田 正広
設置許可	平成11年8月20日 指令環-1788
とさつ解体能力	豚換算1,090頭/日
枝肉冷蔵能力	豚換算 1,440頭
部分肉加工能力	豚450頭/日 牛7頭/日
部分肉保管能力	豚換算 1,300頭
汚水浄化装置能力	低負荷活性汚泥法（凝集浮上ろ過装置） 1,000 m <sup>3</sup> / 6 h /日 モリナガエンジニアリング
汚泥焼却能力	3,500kg/日
廃棄物焼却能力	2 t /日

注：豚換算とは、牛および馬（1年以上）の各1頭を豚3頭として計算したものの。

## 9 所管と畜場の輸出食肉取扱施設の認定状況

輸出先国	選定施設固有記号/施設番号	輸出可能 品目	食肉衛生証明書 発行件数 (令和4年度)
香港	ACME（と畜場） ACMC（食肉処理場）	豚肉	0
タイ	AKC-1	牛肉	279
ベトナム		牛肉、豚肉	0
台湾		牛肉	82
マカオ		牛肉	0

## 第2章 と畜検査

## 1 獣畜別・月別と畜検査頭数

畜種 月	牛	とく		馬		豚	めん羊	山羊	頭数計	豚換算による頭数	開場数 日
		1か月以上	1か月未満	1年以上	1年未満						
4	304			25		14,760	4		15,093	15,751	20
5	287			7		13,750	4		14,048	14,636	20
6	324	1		7		14,703	10		15,045	15,707	22
7	349			17		13,824	13		14,203	14,935	20
8	320	1		13		14,797	10		15,141	15,807	22
9	334	1		12		14,538	30		14,915	15,607	21
10	301			18		14,941	26		15,286	15,924	20
11	418			10		15,545	25	1	15,999	16,855	21
12	338			27		14,863			15,228	15,958	20
1	303			6		14,929	30		15,268	15,886	20
2	314	3		8		14,047	7		14,379	15,023	19
3	295			7		16,194	15		16,511	17,115	22
4年度	3,887	6		157		176,891	174	1	181,116	189,204	247
前年度	3,707	1		221	2	176,904	108		180,943	188,799	245

注：豚換算とは、牛および馬（1年以上）の各1頭を豚3頭として計算したものの。

## 2 証明書交付件数

内 訳	件 数
と畜証明	85
原皮証明	24
輸出証明※	361
合 計	470

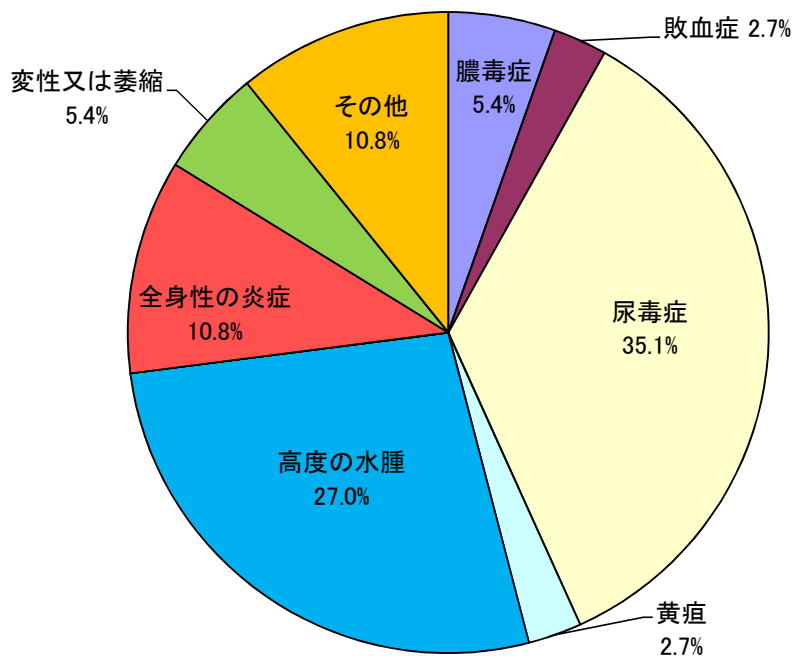
※タイ向け、台湾向け輸出牛肉の食肉衛生証明書



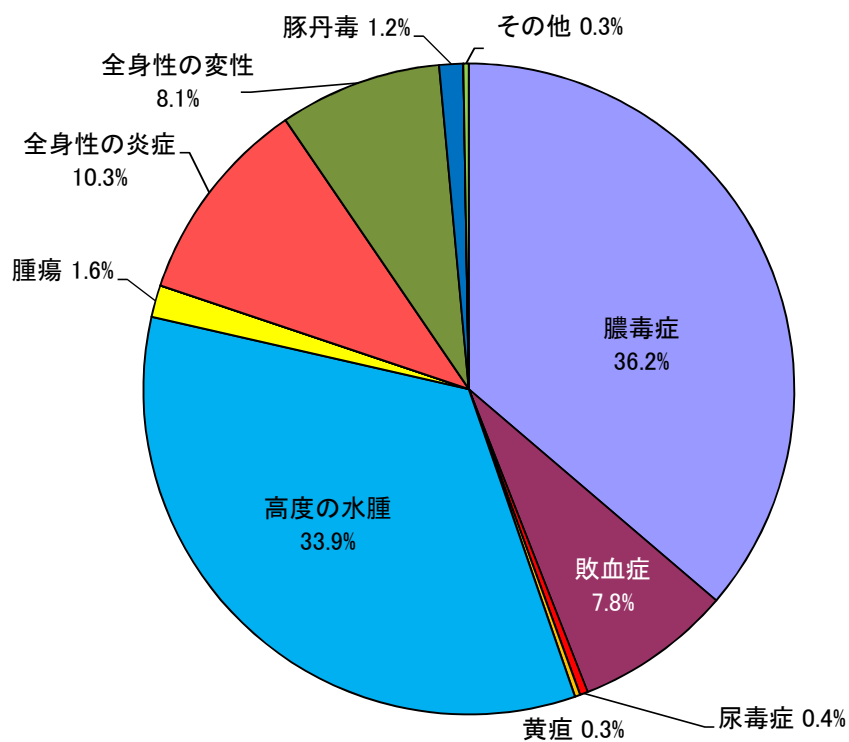


### 疾病別全部廃棄状況

牛（合計： 37 件） 廃棄率 1.0 %



豚（合計： 756 件） 廃棄率 0.4 %



#### 4 病類別疾病発現状況

畜 種		牛	馬	豚	めん羊	山羊
検 査 頭 数		3,893	157	176,891	174	1
とさつ禁止・全部廃棄対象疾病	膿 毒 症	2		274		
	敗 血 症	1		59		
	尿 毒 症	13		3		
	高 度 の 黄 疸	1		2		
	高 度 の 水 腫	10	1	256		
	全 身 性 の 腫 瘍		2	12		
	中 毒 諸 症					
	全 身 性 の 炎 症	4		78		
	全 身 性 の 筋 肉 変 性	2	1	61		
	熱 性 諸 症					
	豚 丹 毒			9		
	豚 赤 痢			2		
	サ ル モ ネ ラ 症					
	ヨ ー ネ 病					
牛 伝 染 性 リ ン パ 腫	4					
消 化 器 系	胃 炎	21		2	1	
	腸 炎	11		76		
	大 腸 炎	3		4,402		
	小 腸 炎	12	2	2,042		
	腸 気 泡 症			17		
	腸 出 血	6	4	8		
	腸 う っ 血	4		62		
	腸 重 積					
	腸 間 膜 脂 肪 水 腫	36	2	737		
	直 腸 狭 窄			35		
	直 腸 脱					
	腹 膜 炎	97	3	20,886		
	間 質 性 肝 炎			2,542		
	実 質 性 肝 炎			2		
	肝 包 膜 炎	238	4	9,423	1	
	肝 硬 変			4		
肝 壊 死	310		11			
鋸 屑 肝	6					

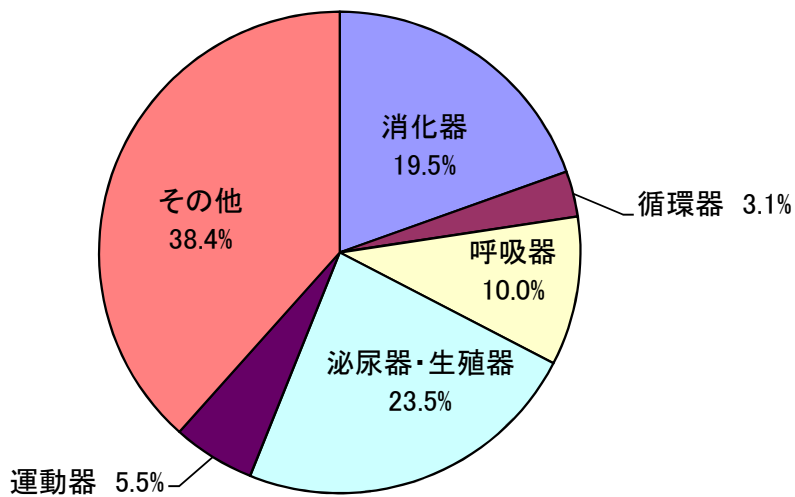
畜種		牛	馬	豚	めん羊	山羊
消化器系	脂肪肝	1		15		
	肝変性	138	7	4,003	4	
	肝富脈斑	12				
	肝出血	335	4	76	2	
	肝うっ血	8		181		
	肝のう胞					
	肝砂粒症		62			
	胆管炎	14				
	胆管結石	10				
	肝静脈炎	81				
	臍水腫	1		486		
	臍炎・臍壊死	2		1		
	横隔膜水腫	26				
	横隔膜炎	99		4		
循環器系	心外膜炎	29	2	8,115		
	心内膜炎			1		
	心内膜出血	174	8	102	2	
	心外膜出血	5	3	6		
	心筋梗塞					
	心内膜血腫	13		104		
	心肥大			166		
	心拡張					
	心冠脂肪水腫	3		708		
	心筋変性	2	1		1	
	心臓脂肪変性			5		
	脾萎縮	1		8		
	脾うっ血	1		306		
	脾腫	1		13		
	脾出血性梗塞	1	1	1		
脾捻転			58			
呼吸器系	肺炎	311	8	90,102	9	1
	肺気腫	9		3		
	肺水腫	1		1,345		
	肺出血			5		
	胸膜炎	432	1	27,412	3	

畜 種		牛	馬	豚	めん羊	山羊
泌 尿 器 ・ 生 殖 器 系	腎 炎	177	1	509		
	腎 出 血	7		64		
	腎 う っ 血	1				
	腎 結 石	157				
	腎 周 囲 脂 肪 水 腫	47		114		
	腎 の う 胞	18		3,093		
	腎 梗 塞	1		135		
	腎 萎 縮	1		64		
	膀 胱 炎	653	3	2,127		
	膀 胱 結 石	679	1	186		
	尿 道 炎	5				
	尿 道 結 石	4				
	子 宮 内 膜 炎	2	1	135		
	子 宮 蓄 膿 症	4		9		
	妊 娠 子 宮	6	4	191		
	産 後 子 宮			8		
	死 胎 児	2		15		
	膣 脱	1				
	子 宮 脱					
	卵 巢 の う 腫	1		66		
半 陰 陽			1			
乳 房 炎			1	1		
運 動 器 系	筋 変 性	10		860		
	筋 炎	1		7		
	筋 壊 死					
	筋 肉 出 血	186	6	1,933		
	筋 肉 血 腫	19				
	筋 間 水 腫	167	3	916		
	骨 折	9	1	118		
	脱 臼	3		2		
	関 節 炎	21		2,160		
皮 膚	皮 下 出 血	962	21	8,598	8	
	皮 下 血 腫	38		33		
	皮 下 水 腫	707	6	2,186		
	皮 膚 炎			6		
	癬 痕 ・ 褥 瘡	1		208		

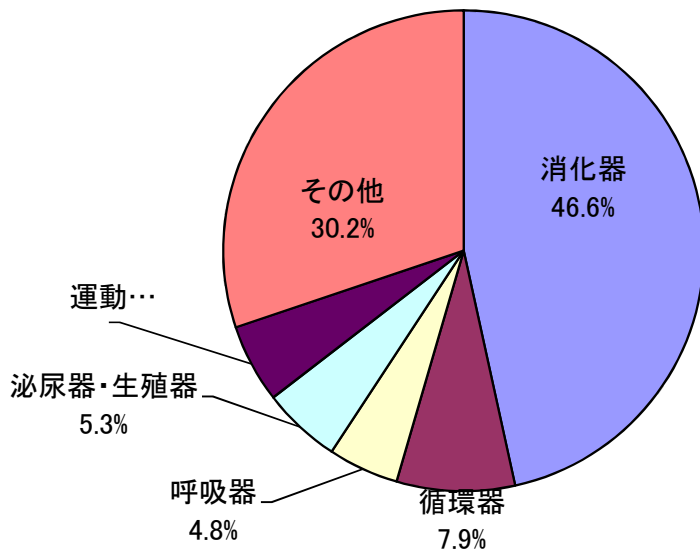
畜 種		牛	馬	豚	めん羊	山羊
寄 生 虫	肝 蛭 虫					
	糸 状 虫					
	条 虫		1			
	双 口 吸 虫					
	馬 蠅 幼 虫		9			
	馬 円 虫		15			
	豚 肺 虫					
	豚 回 虫					
	細 頸 囊 虫					
	そ の 他 の 寄 生 虫		3			
腫 瘍	肝 臓 の 腫 瘍			1		
	腎 臓 の 腫 瘍					
	肺 の 腫 瘍			2		
	心 臓 の 腫 瘍	1		1		
	皮 膚 の 腫 瘍					
	子 宮 の 腫 瘍					
	卵 巢 の 腫 瘍	1				
	口 腔 の 腫 瘍					
	リンパ肉腫					
	メラノーマ			13		
そ の 他	非 定 型 抗 酸 菌 症			1,596		
	放 線 菌 症	1				
	脂 肪 壊 死	677				
	異 所 化 骨			418		
	メラノシス			5		
	ヘルニア	3		1,348		
	舌 根 部 水 腫	1				
	奇 形			3		
	舌の被毛刺入性肉芽腫	65				
	鼻 の 萎 縮			7		
	膿 瘍	390	2	9,629	13	
	色 素 沈 着	1				
	石 灰 化	41				
	リンパ節炎				1	
合 計	7,562	193	210,999	46	1	

疾病別一部廃棄状況

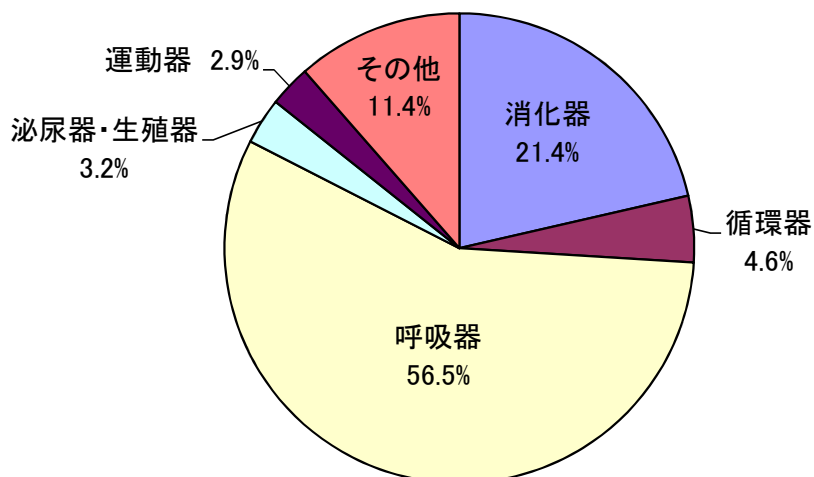
牛（合計： 7,525 件）



馬（合計： 189 件）



豚（合計： 210,243 件）



## 5 精密検査実施状況

### (1) 豚

検査内容 病名および診断名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生 虫 原 虫 検 査	残 留 抗 菌 性 物 質 検 査	そ の 他	精 密 検 査 合 計	措置（実頭数）			
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 棄 棄	一 部 棄 棄
敗血症	47	3	487	825			6									1,321			47	
敗血症（非定型抗酸菌症）	3						56									56			3	
尿毒症	3							5		3						8			3	
高度の黄疸	2									2						2			2	
高度の水腫	2									2						2			2	
全身性の腫瘍	5					8	226			22						256			5	
全身性の筋肉変性	2									2						2			2	
豚丹毒	9		28	55												83			9	
豚赤痢	2	3	10	10												23			2	
肝臓の肉芽腫性炎	1						15									15			1	
間質性肝炎	1						4									4			1	
肝壊死	1						4									4			1	
腸の抗酸菌症	1	1														1			1	
心冠部脂肪水腫	2							12								12			2	
心耳の組織奇形	1							2								2			1	
心内膜炎	1	1	11	30												42			1	
脾腫	1									1						1			1	
豚のリンパ腫	1							12								12			1	
肝臓・腸間膜リンパ節の肉芽腫性炎	1	2						21								23			1	
腎炎	6									6						6			6	
腎嚢胞	1									1						1			1	
腎尿細管の空胞変性	1							3								3			1	
腎梗塞	1									2						2				
顆粒膜細胞腫	1							28								28			1	
関節炎	3		14	2												16			3	
線維肉腫	1							36								36			1	
化膿性皮膚炎	1							2								2			1	
<b>計</b>	<b>101</b>	<b>10</b>	<b>550</b>	<b>922</b>		<b>8</b>	<b>432</b>			<b>41</b>						<b>1,963</b>			<b>75</b> <b>25</b>	

## (2) 牛

検査内容 病症名および診断名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生 虫 原 虫 検 査	残 留 抗 菌 性 物 質 検 査	そ の 他	精 密 検 査 合 計	措置(実頭数)			
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
		敗血症	1		12	16														
尿毒症	13					16				114						130			13	
高度の黄疸	1									13						13			1	
高度の水腫	8					18				90						108			8	
全身性の炎症	4					8				43						51			4	
全身性の筋肉変性	2					2				18						20			2	
牛伝染性リンパ腫	4					8		102	4	38						152			4	
肝変性	2					2				13						15				2
肝壊死	2					2		3		11						16				2
化膿性肝炎	1							6								6				1
腸間膜脂肪壊死	1					2				10						12				1
脂肪壊死症	8					16				82						98				8
胃炎	1									11						11				1
腹膜炎	1					2				11						13				1
胆管結石	1					2				12						14				1
心臓の腫瘍	1	1	14			2		16		5						38				1
リンパ節炎	1							3								3				1
肺炎	8					16				89						105				8
肺膿瘍	1									10						10				1
尿石症	2					4				23						27				2
膀胱炎	2					2				14						16				2
腎結石	2					4				22						26				2
糸球体腎炎	1							4		2						6				1
化膿性膀胱炎	1					2				12						14				1
腎周囲脂肪壊死	1									2						2				1
左右腎周囲水腫	1					2				11						13				1
筋間水腫	10					20				104						124				10
筋肉出血	9					18				103						121				9
関節炎	1									12						12				1
左右足根、膝関節炎	1					2				11						13				1
筋肉変性・膝関節炎	1					2				12						14				1
膝関節炎	2					4				21						25				2
左膝関節炎	1					2				11						13				1
左股関節炎	1					2				9						11				1
股関節炎	1					2				12						14				1
股関節脱臼	2					4				23						27				2
肉芽腫	1							14								14				1
皮下出血	5					10				55						65				5
皮下水腫	2					2				21						23				2
頭の膿瘍	1					2				10						12				1
右下顎骨、左角膿瘍	1					2				10						12				1
舌の肉芽腫性炎	1							4								4				1
正常	1					2				10						12	1			
<b>計</b>	<b>113</b>	<b>1</b>	<b>26</b>	<b>16</b>		<b>186</b>		<b>152</b>	<b>4</b>	<b>1,091</b>					<b>1,476</b>	<b>1</b>		<b>33</b>	<b>79</b>	

## (3) 馬

検査内容 病症名および診断名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生 虫 原 虫 検 査	残 留 抗 菌 性 物 質 検 査	そ の 他	精 密 検 査 合 計	措置(実頭数)			
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診 査	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					合 格	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
		高度の水腫	1					2				11								
全身性の筋肉変性	2					2				11						13				2
肝臓の再生性結節	1		2	6				17								25				1
<b>計</b>	<b>4</b>		<b>2</b>	<b>6</b>		<b>4</b>		<b>17</b>		<b>22</b>					<b>51</b>			<b>3</b>	<b>1</b>	



(4) 調査研究

調査研究名	実頭数	細菌検査				病理検査				理化学検査			寄生虫原虫検査	残留抗菌性物質検査	その他の	精密検査合計	備考
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他	血 液 検 査	細 胞 診	組 織 検 査	そ の 他	血 液 検 査	尿 検 査	そ の 他					
馬の腎臓腫瘍	1					2		153		13						168	
<b>計</b>	<b>1</b>					<b>2</b>		<b>153</b>		<b>13</b>						<b>168</b>	

(5) 衛生指導関係

件名	検体数	細菌検査				その他の	精密検査合計	備考
		直 接 鏡 検	一 般 培 養	同 定	そ の 他			
牛枝肉の微生物検査	60		120				120	
豚枝肉の微生物検査	60		120				120	
<b>計</b>	<b>120</b>		<b>240</b>				<b>240</b>	

## 6 残留有害物質モニタリング検査

### (1) 検査結果

畜種	物質別	動物用医薬品	
		頭数	陽性数
牛		22	0
豚		60	0
合計		82	0

試験法：高速液体クロマトグラフィーによる動物用医薬品の一斉分析

### (2) 検査内訳

畜種		牛	豚	合計
動物用医薬品	ダノフロキサシン	22	60	82
	スルファモノメトキシシ	22	60	82
	トリメトプリム	22	60	82
	スルファジミジン	22	60	82
	オルメトプリム	22	60	82
	トリクロルホン	22	60	82
	オキシリン酸	22	60	82
	タイロシン	22	60	82
	フルベンダゾール	22	60	82
	エンロフロキサシン	22	60	82
	スルファジメトキシシ	22	60	82
	チルミコシン	22	60	82
	エリスロマイシン	22	60	82
	レバミゾール	22	60	82
	メシリナム	22	60	82
	フルニキシシ	22	60	82
	マルボフロキサシン	22	60	82
	オルビフロキサシン	22	60	82
	スルファドキシシ	22	60	82
	バルネムリン	—	60	60
	リンコマイシン	—	60	60
	スルファメトキサゾール	—	60	60
	ピリメタミン	—	60	60
	チアムリン	—	60	60
	スルファキノキサリン	22	—	22
	テトラサイクリン類	22	60	82
	ドキシサイクリン	—	60	60
	チアンフェニコール	22	60	82
	フロルフエニコール	22	60	82
	合計		506	1,680

数値：検査件数＝頭数×検査部位（筋肉）

## 7 BSEスクリーニング検査

平成29年4月1日から、と畜場における健康牛のBSE検査は廃止となりました。  
24か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑わしいもの、および全身症状を呈するものが検査対象となりました。

	検査頭数	陽性頭数
令和4年度	0	0

## 8 TSEスクリーニング検査

平成28年6月1日から、月齢に関わらず生体検査でTSE特有の臨床症状を呈するめん羊・山羊のみが検査対象となりました。

	検査頭数	陽性頭数
令和4年度	0	0

## 第 3 章 食鳥検査

## 1 食鳥処理事業許可等

区分	取扱件数	新規	変更	廃止
食鳥処理事業許可	0			
食鳥処理確認規程認定	0			
届出食肉販売業者届出	0			

## 2 管内の認定小規模食鳥処理場

No.	名称	所在地	年間処理羽数	処理形態
			(4年度実績)	
1	有限会社佐田商店	秋田市土崎港中央二丁目2-16	292	ロ
2	有限会社石行商店	秋田市外旭川八柳三丁目16-11	0	ロ

\*処理形態（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条5）

イ 食鳥をとさつし、及びその羽毛を除去すること。

ロ 食鳥とたいの内臓を摘出すること。

### 3 食鳥処理確認状況

項 目		種 類	ブロイラー	成鶏	あひる	七面鳥	合計
		確 認 羽 数	292				292
異常の有無の確認措置	生体の状況	廃棄	—				—
	体表の状況	全部廃棄	0				0
		一部廃棄	0				0
	体壁内側面の状況	全部廃棄	0				0
	内臓の状況	当該臓器のみ廃棄	0				0
		内臓全部廃棄	0				0
廃棄羽数の合計	全部廃棄	0				0	
	一部廃棄	0				0	

#### 4 精密検査実施状況

残留有害物質モニタリング検査

(1) 検査結果

	動物用医薬品	
	羽数	陽性数
食鳥	1	0
合計	1	0

試験法：高速液体クロマトグラフィーによる動物用医薬品の一斉分析

(2) 検査項目

動物用医薬品	ダノフロキサシン	3
	スルファモノメトキシシン	3
	トリメトプリム	3
	スルファジミジン	3
	オルメトプリム	3
	トリクロルホン	3
	オキシリン酸	3
	タイロシン	3
	フルベンダゾール	3
	エンロフロキサシン	3
	スルファジメトキシシン	3
	チルミコシン	3
	エリスロマイシン	3
	レバミゾール	3
	リンコマイシン	3
	スルファメトキサゾール	3
	ピリメタミン	3
	チアムリン	3
	スルファキノキサリン	3
	ジアベリジン	3
	オフロキサシン	3
	ナイカルバジン	3
	テトラサイクリン類	3
ドキシサイクリン	3	
チアンフェニコール	3	
フロルフェニコール	3	
合計	78	

数値：検査件数＝羽数×検査部位（筋肉、腎臓、肝臓）

## 第 4 章 衛生指導



## 1 施設等の監視指導

### (1) と畜場

と畜場設置者が作成した衛生管理計画および手順書に基づいた衛生管理の実施状況を確認するため、外部検証として、衛生管理計画および手順書、衛生管理の実施記録内容、作業現場での実施状況を確認した。

また、汚水処理施設については、と畜場設置者が実施した排水の定期的な自主検査により結果が良好であることを確認した。

### (2) 食肉処理施設（食肉カット室）

台湾向け輸出牛肉の取扱要綱に基づくと畜検査員等による検証として、と畜場に併設された食肉処理施設の衛生管理の実施状況を確認した。

### (3) 生体搬送車

生体の体表汚染による枝肉や施設の汚染を未然に防ぐため、と畜場搬入時には「よろい」等の体表汚染がないよう、と畜場設置者を通じて生産者および搬入業者に指導した。

### (4) 食肉輸送車

と畜場および食肉カット工場に出入りする食肉輸送業者に対し、食肉の衛生的な取扱いおよび保存温度の遵守、輸送車の洗浄消毒の徹底について通知した。

### (5) 認定小規模食鳥処理場

食鳥処理場については、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき、監視指導を実施した。また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を適切に実施できるよう指導した。

## 2 施設等の監視指導状況

### (1) と畜場関連施設等

施設	監視件数
と畜場（牛解体処理室）	48
と畜場（豚解体処理室）	49
食肉処理施設（食肉カット室）	49

### (2) 認定小規模食鳥処理場

施設	施設数	監視件数
認定小規模食鳥処理場	2	2

### 3 枝肉の微生物検査

と畜場における衛生管理の実施状況の効果を評価するため、外部検証として枝肉の微生物検査を実施した。

### 4 情報提供等について

農場での疾病の発生状況の把握や予防等に活用するため、希望する生産者や生産に携わる獣医師（管理獣医師等）に、各々のと畜検査の結果を情報提供した。

月ごとにと畜検査の結果（一部廃棄や全部廃棄処分状況等）を集計し、関係行政機関等に情報提供した。

また、と畜検査の結果について生産者等から個別に問い合わせがあった際には随時対応した。

## 第 5 章 調査研究

演 題：馬の腎臓腫瘍

機 関 名：秋田市食肉衛生検査所 氏 名：小山 好美（現・秋田市保健所）

動 物 名：馬 品 種：サラブレッド 性別：雄 年齢：2歳

病 歴：一般畜として搬入された。

生 体 所 見：著変は認められなかった。

内 臓 所 見：左側腎臓の尾側に19×18×14cm大の腫瘍が認められた。

腫瘍は淡桃色の不整形で、被膜を有し、腎臓と癒合していた。一部の領域はやや固く、刀割時に抵抗感があった。断面は軽度に膨隆し、淡桃色で充実性の分葉構造が認められ、乳白色～黄白色を呈する部分も散在していた。右側腎臓を含め、その他臓器及びリンパ節に著変は認められなかった。

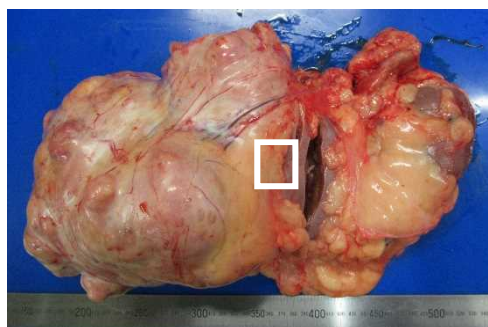
組 織 所 見：腫瘍では、細胞境界不明瞭で細胞質に乏しい腎芽細胞様の腫瘍細胞が充実性に増殖していた。核は淡明な類円形で、有糸分裂像も散見された。一部では未熟な管腔構造の形成が認められた。腫瘍と固有組織とは線維成分で明瞭に区画されていた。

腎芽細胞様腫瘍細胞の増殖巣周囲では、線維性基質を伴う紡錘形腫瘍細胞の増殖も認められた。核は類円形～楕円形で、好酸性の細胞質を有していた。一部では骨組織や脂肪組織の形成も認められた。

免疫組織化学的染色では、腎芽細胞様腫瘍細胞は抗ビメンチン、抗サイトケラチン AE1/AE3、抗 WT-1 に陽性を示した。紡錘形腫瘍細胞は抗ビメンチン、抗デスミン、抗アクチン（平滑筋）に陽性を示し、抗 WT-1 に一部で陽性を示した。抗 S-100 はいずれの腫瘍細胞も陰性であった（抗体はすべてニチレイ製）。

固 定 方 法：10%中性緩衝ホルマリン液

切り出し部位（図示）



行 政 処 分： 全部廃棄 ・ 一部廃棄（腫瘍）

組 織 診 断 名： 馬の腎芽腫

疾 病 診 断 名： 馬の腎芽腫

発表：全国食肉衛生検査所協議会病理部会第79回病理研修会

令和5年5月 発行

令和5年度（令和4年度実績）

## 業務概要

編集

秋 田 市 食 肉 衛 生 検 査 所

〒019-2631

秋田県秋田市河辺神内字堂坂2番地6

電話 018-882-2395、2396

FAX 018-882-2126

e-mail ro-wfmt@city.akita.lg.jp